平成２２年（フ）第７６１９号
大阪府八尾市上之島町南２丁目81番地の２
破産者　平井成明こと平井運送こと　平井　芳夫
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７７２号
東京都板橋区高島平２―15―13　レオパレス星303号室、開始決定時の住所東京都大田区大森西１―１―11　レオパレスＭＩＮＡＴＯ101号室
破産者　北川　紀之
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２２８号
大阪府門真市江端町８―６ヴィルヌーブ603号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市加納７丁目６番４号
破産者　音澤　秀樹
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４７９号
大阪市東淀川区東中島６丁目12番３―205号
破産者　石井　和彦
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１２４号
大阪府堺市南区原山台３丁１番６―105号、前住所大阪府和泉市のぞみ野３丁目1189番地の247
破産者　鈴木世津子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
神戸市東灘区西岡本４丁目９番12号　ローヤルハイツ402号
破産者　吉川　　智
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４４５号
神戸市東灘区住吉東町３丁目13番34号、従前の住所神戸市東灘区田中町４丁目10番17―403号
破産者　森脇　健一
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８０号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目21番15―406号、前住所兵庫県西宮市門戸荘17番50―301号、前々住所大阪市都島区友渕町３丁目４番22―1002号
破産者　天塚　浩平
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２０号
愛媛県宇和島市下波2951番地
破産者　武内和加子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝253番地５
破産者　立部　茂則
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘１丁目15番３号
破産者　市之瀬敏一
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
青森県上北郡六戸町大字折茂字今熊233番地15
破産者　廣田久美子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第７７号
秋田県山本郡八峰町峰浜塙字大信田71番地１
破産者　後藤金一郎
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２２５号
新潟県魚沼市干溝744番地１
破産者　布澤　源二
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
新潟県佐渡市畑野甲537番地
破産者　金子　明弘
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第３１２号
愛知県一宮市せんい４丁目５番14号、開始決定時の住所愛知県一宮市柚木颪字東流２番地
破産者　森　　英一
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５０３号
愛知県一宮市三ツ井５丁目７番26号　コスモスハイツ103号
破産者　畑田　吉洋
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部